

## これまでの会議における主な意見

### ◆第5回（令和7年9月17日）

#### ＜部活動改革に関する新たなガイドラインについて＞

※ガイドラインの名称や全体構成については、事務局からの提案どおりで異論なし

##### 【都道府県・市区町村等の役割分担】

- 地域展開を円滑に進めるためには、都道府県の役割が重要であり、深掘りをしていく必要。
- 都道府県には、各市町村の活動が要件に合致しているか確認する役割もあるのではないかと。また、都道府県は大会参加についても深く関わる。
- 都道府県は、改革の当初は市町村を引っ張って地域展開を推進する立場にあるが、改革が進むと市町村の取組を支える立場になっていく。そうした役割も明確になると都道府県として動きやすい。
- 地域展開の責任主体は、地方公共団体（市区町村等）であるという旨を明示した方がいい。
- 都道府県スポーツ協会など中間支援組織の在り方についても検討が必要。
- 多様な地域団体との連携についても明示すると良い。
- 運営団体と実施主体との関係を整理するのが大事だが、色んなパターンがあり、複雑な関係にあることに留意が必要。
- 役割分担の議論においては、学校が果たすべき役割にもフォーカスする必要がある。
- 同じ子供が、休日は地域クラブ活動、平日は部活動にそれぞれ参加するという場合もあるので、両者の関係性も含めて記載するとよい。

##### 【指導者の登録・研修等】

- 指導者の登録に当たっては、マッチングもセットで考えていくとよいのではないか。

- 指導者のほか、見守りを行う人や指導補助者などもあるため、それらの者の取扱いについても明確にしておくといよい。そうした者についても一定の研修は必要。
- 指導者登録制度については、JSP0 の公認指導者資格等との関係性の整理が必要。研修の内容については、国と JSP0 で作成しているモデルコアカリキュラムをベースに議論を進めていくといよいのではないか。
- 指導者登録に当たっては、既に存在している様々な民間資格等との関係をどう考えていくか整理が必要。
- 地域クラブ活動の指導者には、技術指導の能力だけでなく、教育的な配慮や中学生世代の心理特性の理解が出来ることなども求められる。
- 指導者については、教員免許保有者を有効活用することが重要。教員免許保有者は一定の基礎的な資質・能力を有していると考えられるため、指導者への研修・登録の際にどのように取り扱うか整理が必要。
- マルチスポーツを行う上では、体育の教員免許保有者の活用が重要。文化も含めて、教員免許保有者が地域クラブ活動の指導者にたくさん入ってくると良い。
- 指導者登録について、資格取得を義務付けるなどハードルを上げ過ぎると、すでに指導を行っている方々が関われなくなるなど支障が生じかねないので、バランスをとって考えていく必要。
- 資格は持っていないが熱い思いをもっているという方にも、指導者として参画して貰えるようにすると良い。
- 資格取得に対する公的支援についてもあわせて議論する必要がある。
- 高校や特別支援学校の教員でも、地域クラブ活動の指導者として協力したいという者もいるが、都道府県教育委員会の担当課において、所属学校の業務が最優先という理由で、兼職兼業を認めていない状況にある。土日などが空いている者もいるので、意欲ある教員については、積極的に兼職兼業が認められるようにして欲しい。そうした点についても国としても発信があると良い。
- 指導者の育成等に当たっては、教育委員会の指導主事が果たす役割も大きい。また、スポーツ推進委員に期待される役割もある。

#### 【暴言・暴力等の防止等】

- 暴言・暴力等の根絶等については、スポーツ界で取り組んでいる「NO！スポハラ活動」と一体を進めると良い。
- JSP0 の相談・通報窓口の利用件数が増えている。自治体でも個別に窓口が設けられると良い。
- 窓口が色々あって、どこに相談すれば良いか分からないという場合もある。窓口を一元化していくことも大事。
- 登録された指導者に対する処分情報等の他の自治体への共有について、可否を含めて取扱いを整理する必要。

#### 【民間企業・大学等との連携】

- 大学との連携について、大学側が待ちの姿勢になっているので協力を促進していく必要。
- 大学の中には、既に地域クラブ活動を運営したり、運営に参画しているところもあり、それらも参考に検討すると良い。
- 民間企業が関わりやすいように具体的な方法を示すとよい。

#### 【生徒のニーズ把握等】

- 生徒のニーズを反映するためのアンケート調査について、共通フォーマットがあれば、自治体ごとの調査にばらつきがなくなり、横串を刺してニーズ把握ができるのではないかな。
- ニーズ調査を行うだけでなく、PDCA サイクルを回していくことも重要。
- 地域クラブ活動に参加しない生徒のことも置き去りにしてはいけない。そうした生徒にとって、学校の放課後の活動が大切になる場合もある。
- 部活動と同様、生徒の自主性・主体性を反映できるようにする必要。生徒の運営への参画についても考慮すると良い。

## ＜地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について＞

- 子供たちにとって不利益変更とならないようにする必要があり、その観点からは、現状の部活動等に関する費用である月額 2,000 円程度というのが一つの基準になるのではないか。
- 月額 2,000 円～3,000 円というのが、保護者にとって受け入れやすい額。
- 休日だけ行う場合でも、平日を含めて行う場合でも、保護者が負担できる限界は月額 3,000 円。
- 持続可能な運営とすることを考慮して、例えば月額 3,000 円を超える設定をしている自治体もある。国が目安を示す際には、そうした自治体への影響にも留意が必要。
- 運営的な視点を中心とするのではなく、保護者・生徒の目線で考える必要。
- 部活動については低廉な負担であったところ、地域展開を円滑に進めるためには、保護者が受け入れやすい額でスタートする必要がある。例えば、月額 5,000 円などとした場合には、参加できない生徒が多く出てくることが想定される。
- スタートアップの時には参加費の金額が大きな要素となるところ、実際に保護者の反応も踏まえて検討した結果、月 3,000 円がギリギリ可能な最高額だった。月 3,000 円でも、一部、参加できない家庭も出てくるなど、反響は大きかった。
- クラブで徴収する参加費とは別途、用具代等の実費もかかるので、その点にも留意する必要がある。
- 金額のみが一人歩きすると危険。前提条件等を含めて周知徹底を行う必要がある。

## ◆第4回（令和7年8月7日）

### ＜地域クラブ活動の要件、認定方法について＞

- 休日の休養日に関する記載をより分かりやすい表現にしてはどうか。
- 指導体制については、指導者の意識向上のためにも、定期的な研修が重要ではないか。
- 指導人材は、教員免許を有する者の取り扱いについて考慮すべきではないか。
- 日本スポーツ協会の指導者資格の中には、教員免許を有する者を対象としたコースも用意されており、スポーツでは、既に一定の対応がなされていると思われる。
- 都道府県による指導者育成研修でも、教員免許を有する者には、受講プログラムの一部科目を免除している。
- 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底については、不適切行為が発生した場合の相談窓口について、ガイドラインの見直しに向けて整理していく必要があるのではないか。
- 日本中学校体育連盟では、懲戒処分を受けた指導者については、2年間の資格停止、二度目に懲戒処分を受けた場合には永久追放としている。
- ある自治体では、相談窓口やアンケートなどを通じて指導者の状況を把握し、必要に応じて、1回目は注意、改善されない場合は指導者の認定を取り消すという形で指導者との契約を結んでいる。
- 概要資料だけを読む方も多いと思われるため、概要資料だけでも理解できるように、可能な限り、より具体的に記載した方がよいのではないか。
- 会費と参加費との関係については、整理していく必要があるのではないか。

## ＜地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について＞

- 一定の幅をもって参加費の目安を示すことは賛成だが、実施回数によってばらつきが生じるので、その点も念頭におくべきではないか。
- 参加費は、プログラムのサービスに対する対価として捉えるべきではないか。
- 具体的な支援項目や期間をある程度示すことで、自治体における検討が進むのではないか。
- 指導者に対して適正な報酬を支払うことが必要ではないか。
- 一定の幅をもって参加費の目安を示すことは賛成で、具体的な金額は、各自治体が決めるのがよいのではないか。
- 自治体にとっては、参加費の目安を一定の範囲で示してもらうことは非常にありがたい。一方で、金額が一人歩きすることが懸念されるので、示し方については慎重に検討していく必要があるのではないか。
- 休日と平日の地域クラブ活動を実施する場合、必ずしも、回数が増えれば、それに応じて参加費も増えるという考え方になるとは限らないのではないか。平日の参加費の目安については、データを積み上げてから検討すべきではないか。
- 参加するプログラムの対価と考えると参加費と捉えることができ、クラブのメンバーシップと考えると会費と捉えることができるので、整理が必要ではないか。
- 企業からの寄附等を募る際には、競技成績ではなく、地域クラブ活動の理念や基本的な考え方に賛同して寄附していただく方向にすべきではないか。
- コーディネーターや事務局スタッフの人件費など、運営団体の間接的な経費についても、しっかりと公的に支援していく必要があるのではないか。
- 「地方公共団体・地域クラブと企業等を繋ぐコーディネーターの配置」という表現について、総括コーディネーターや中学校区コーディネーター等との違いが分かるように、名称を検討すべきではないか。
- 企業・団体によるコンソーシアムは、全国版だけではなく、地域版もつくられていくのが望ましい。

- 企業からの財政支援や指導者の派遣、施設の貸出を進めるために、スポーツエールカンパニーの施策とも連動させるとよいのではないか。
- 企業等へのインセンティブの付与は重要で、練習着への企業名の記載や表彰制度だけではなく、公共施設の利用など、インセンティブの幅が広がれば協力する企業等が増えるのではないか。
- 入札参加資格の審査項目に、地域クラブ活動での指導のための休暇制度を設けている企業等を加点する仕組みを設けている自治体もある。
- 中学校体育連盟の大会でも、大会名にネーミングライツを取り入れている事例がある。
- 演奏会のプログラム冊子に企業名を掲載している事例もある。
- 企業等からの協力内容に、プロスポーツ組織からの指導者派遣等を追記した方がよいのではないか。
- 国が開催する産官学連携フォーラムを、各都道府県でも開催すると、一気に取組が加速するのではないか。

## ◆第3回（令和7年7月28日）

### ＜地域クラブ活動の要件、認定方法について＞

- 活動時間・休養日の基準について、文化はスポーツほど厳しくなくてもよいのではないか。
- 活動時間・休養日の基準は、スポーツと文化で共通の基準に合わせる必要があるのではないか
- 認定の取消規定等を設けるのであれば、認定の有効期間を設ける必要はないのではないか。
- 取消するためには行政の負担も大きくなるため、一定の有効期間を設けた方がよいのではないか。
- 市区町村ごとに基準が大きく異なることがないように、都道府県が域内の市区町村の基準を確認する必要があるのではないか。また、活動状況の確認方法についても検討すべきではないか。
- エリア設定について、十分な参加人数が確保できない場合だけでなく、生徒が望む活動に参加できるように、もう少し柔軟に考える必要があるのではないか。
- 目的・理念に照らして適合するものであれば広げていくことはよいとしつつ、競技性や成果のみに偏重して生徒を集めるようなことは防ぐ必要はある。
- 認定の対象について、運営団体と実施主体の関係も含めて、明確にしておく必要がある。
- 障害のある生徒も地域クラブ活動の参加者の対象に入っていることに配慮する必要があるのではないか。

### ＜地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について＞

- 資料2の3ページの「② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。」の考え方は大切。ここでいう受益者負担については、実費は含まないとされているが、用具代や大会参加費などで苦勞されている家庭も多いので、その点も困窮世帯への支援の内容として考えてもよいのではないか。

- 今回示す参加費は、種目等の固有の実費は含めず、各種目共通で同じ額として示す必要がある。一方で、吹奏楽では楽器をそろえる必要があり、個々の家庭で購入しているケースも多い。吹奏楽も含めて持続的に運営ができるよう、国や地方自治体で十分な費用負担を行う必要がある。経済格差が体験格差につながらないようにすることが重要ではないか。
- 用具代等を入れると競技ごとに必要な経費は大きく異なるが、参加費は一律に設定しており、参加費は指導者謝金に使っていると整理している。高額な用具代等を受益者負担に入れるのは難しいのではないか。
- 受益者負担は、プログラムへの参加の対価として支払う費用を対象とすることではよいのではないか。
- 今回の改革は国や地方自治体の主導によるものであり、会費の水準については、子供たちにとって不利益変更とならないようにする必要がある。
- 民間からの寄付等の活用については、企業版ふるさと納税の活用や、応援企業の登録制度も含めて重要だが、地方自治体も民間企業をどう活用できるのかわかっていない場合もあり、マッチングが重要になる。産官学連携フォーラムだけではなく、民間事業者が主催するイベントへの出展なども含め、国としての取組も期待したい。
- 民間との連携は重要ではあるが、地域によって連携できる民間企業等には格差もある。また、持続可能性という点でも課題があるので、その点は留意が必要ではないか。

## ◆第2回（令和7年7月14日）

### ＜地域クラブ活動の要件、認定方法について＞

- 認定を受けない地域クラブ活動についても、ガイドラインに従って活動することを明確にすることが必要。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体となる場合には、認定を受けたものとみなすことは、円滑な実施に資する。
- 中学校単位で加入する地域クラブ活動が明確になるようにすることは重要。対象区域を設けず自由に選べるようにすると選抜された生徒によるチームができるおそれもある。
- 一方で、強いチームをつくる目的ではなく、1つの中学校区では十分な参加人数が見込めない場合には、複数の中学校区を対象区域にすることや、さらに、複数の市町村等の広域連携の取組の必要性なども明確にすることが重要。
- 当面は、平日の学校部活動が存続する地域もあると考えられるため、学校との関係や子供たちの混乱防止のために、特に、認定制度の導入時には、中学校区という考え方が必要ではないか。また、大会への参加も円滑に進むのではないか。
- 認定された地域クラブ活動から大会に参加する場合には、大会参加の際の指導者資格要件を緩和することも考えられるのではないか。
- 大会参加の際の指導者資格要件については、競技特性等も考慮することが必要ではないか。
- 大会運営について、現在は、教員に頼っているが、今後は、地域クラブ活動から人員を出せるような体制が必要。
- 運動部と文化部の地域展開を一体的に進めている市町村等もあるため、認定制度も両方を一緒に考えることが必要。
- 指導者の研修は、1回で終わりではなく、学び続けられる仕組みが重要。その先に指導者資格取得につながる仕組みがあると良いのではないか。指導者の不適切な行為に対する処分は、日本スポーツ協会の処分基準等を参考にすることも考えられる。

- 運営体制については、日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度との関係が明確になるとよいのではないかな。
- 研修の内容については、例えば、見守りを行う人材もいるので、対象に応じて研修の内容をアレンジすることも考えられる。
- 今後、日本版 DBS が始まるが、スポーツ界全体の動きなども踏まえながら、将来的に考えていく必要があるのではないかな。
- 都道府県による指導者の研修や市町村等への指導助言など、都道府県の役割を盛り込んだ方がよいのではないかな。
- 様々な団体の指導者資格について記載する必要があるのではないかな。
- 認定を受けることによって公的な性格をもつことを明確化してもよいのではないかな。
- 学校等との連携は、情報の共有だけではなく、情報の適切な管理の徹底についても盛り込むべきではないかな。

## ＜地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について＞

- 国・都道府県・市区町村が支え合っていく方向で進めることが重要。
- 会費にどこまでの経費が含まれるかを整理することが必要。
- 指導者謝金については、スポーツと文化との差も考える必要があるのではないかな。
- 指導者謝金については、既に学校の活動に関わっている人材の扱いが参考になるのではないかな。
- 適正な額の指導者謝金を支払うためにも公的支援が必要。
- 受益者負担額については、種目等によってある程度は差が生じてもやむを得ないのではないかな。
- 公的支援の対象を明確にしていくことが重要。

- 生徒にとって不利益変更とならないように、公的な制度としてしっかり制度化すべきではないか。

## ◆第1回（令和7年6月30日）

### ＜地域クラブ活動の要件、認定方法等について＞

- 団体の運営や会計等に関するコンプライアンスの観点や持続可能性を高める観点から、法人格を持つ団体を増やしていくことが重要。
- 営利等を目的とする民間のクラブチーム等との区別は必要だが、一方で、地域クラブ活動を担う多くの団体を確保していく必要があることも踏まえ、民間のクラブチームが営利を目的としない部門を設けて地域クラブ活動を担う可能性も含めて検討していくことが必要。
- 強化目的で広域から選手を集めているクラブや勝利至上主義のクラブは認定の対象外とすることを明確にすることが必要。
- 現状では、地方自治体が認定しているクラブと中学校体育連盟が認めているクラブが、必ずしも一致していないことが課題。
- 要件を満たして認定された地域クラブ活動については、中学校体育連盟主催の大会にスムーズに参加できることが望ましい。
- 認定の要件に加えて、認定を受けることのメリットも明確にすることが重要。
- 大会への参加資格の観点もあるが、地方自治体と地域クラブ活動との関係や地方自治体による財政的支援の対象とする観点から、認定の要件の検討を進めることが重要。
- 地方自治体の立場からは、認定事務等の円滑な実施に配慮する観点は重要。
- スポーツと文化芸術を一体的に考えるのであれば、多様な活動実態も踏まえ、高い基準になり過ぎないようにすることが重要。
- 認定が円滑に受けられるように地方自治体が支援していくという視点が必要。
- 地域クラブ活動の実施主体を認定するのであれば、実施主体の管理やガバナンスの確保などのために、法人格を持つ運営団体を活用することも検討していくことが重要。
- 地方自治体が自ら設立して運営する地域クラブ活動については、認定したと見做す仕組みが必要。

- スポーツでは指導者資格が複雑な状況となっており、文化芸術では各団体における指導者の位置づけが異なるため、指導者に関する要件を一義的に指導者資格と定めることは困難で、ある程度幅を設けていくことが必要。
- 保険への加入は、要件に盛り込むことが必要。